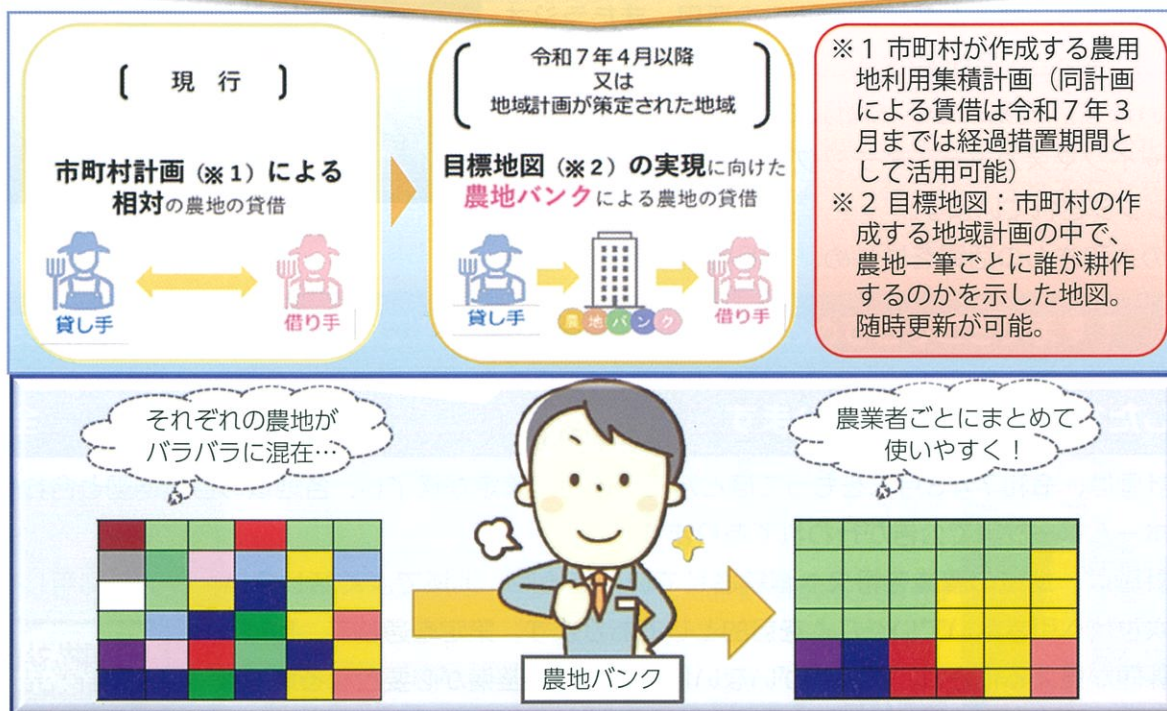


令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正にともない、「利用権設定事業（いわゆる相対での農地の貸借）」が廃止されたことから、原則、令和7年4月（地域計画策定後）から農地の賃借は「農地バンク（農地中間管理機構）」を経由した賃借に一本化されました。

農業者の皆さまへ

農地の貸し借り（売買）は、令和7年4月から、原則として農地バンク経由になります！



基盤法に基づく相対の農地の賃借をされている方は、契約終了までは継続できますが、農地バンクへの乗換えもできます。基盤法に基づく更新は継続できなくなります。

農地法第3条に基づいて農業委員会の許可を受けて賃借（利用権設定）を行うことは引き続き可能です。農業委員会に届け出ずに農地を賃借することは、農地法違反となりますので、未届けの場合は、農地バンク（農地中間管理機構）を介した賃借をご検討ください。

【問合せ先】 農地を貸したい方は

長崎県農業振興公社

検 索



熱中症対策の強化について

【労働者を雇用する農業者や法人等の事業者へ義務付け】

「労働安全衛生規則」が一部改正され、令和7年6月1日より熱中症を防止するため、事業者には「早期発見の報告体制整備」、「重篤化を防ぐ措置や手順の作成」、「関係する労働者への周知」が義務付けられました。

具体的な対応としては、右のような「張り紙」（日本農業機械化協会のホームページに記載）を事務所等に掲示することが有効です。

対策を怠った場合、6ヵ月以下の懲役、または50万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

日本農業機械化協会「熱中症」対応フロー

検 索

